



平成 20 年 10 月 31 日
沖縄電力株式会社

平成 21 年 1 月分～平成 22 年 3 月分の燃料費調整における 特別措置の認可申請について

当社は、小売規制部門のお客さまの平成 21 年 1 月分から平成 22 年 3 月分までの電気料金に適用する燃料費調整について特別措置を実施することとし、本日、経済産業大臣に認可申請をいたします。

当社は、本年 9 月 1 日に電気料金の見直しを行うとともに、お客さまの負担を軽減する観点から、10 月分から 12 月分までの燃料費調整は行わず、来年 1 月分から燃料費調整を実施することとしておりました。

こうした中、経済産業大臣および資源エネルギー庁より、平成 21 年 1 月分から 3 月分の燃料費調整について、安定供給に支障が及ばないよう、収入減によって経営健全性が損なわれないことを前提に、電気料金の安定性という観点も踏まえ、消費者の視点に立った激変緩和措置を前向きに対応するよう要請を受け、特別措置を行うものであります。

今回の措置におきましては、小売規制部門におけるお客さまの平成 21 年 1 月分から 3 月分燃料費調整額に関して調整単価を圧縮して適用することとし、当該圧縮分につきましては、平成 21 年 4 月分から平成 22 年 3 月分の 1 年間の電気料金で調整させていただくこととしております。

当社は、発電用燃料の全てを石油・石炭で占めており、燃料価格の高騰が経営に与える影響は極めて大きく、お客さまには多大なご負担をおかけすることとなっておりますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

添付資料：燃料費調整における特別措置の概要について
燃料費調整制度について（参考資料）

以上

燃料費調整における特別措置の概要について

今回の特別措置は、経済産業大臣および資源エネルギー庁より、小売規制部門における平成 21 年 1 月分から 3 月分の燃料費調整について、安定供給に支障が及ばないよう、収入減によって経営健全性が損なわれないことを前提に、電気料金の安定性という観点も踏まえ、消費者の視点に立った激変緩和措置を前向きに対応するよう要請を受けたことを踏まえて以下のとおり行うものです。

1. 対象

規制部門（低圧・高圧）のお客さま

※自由化部門（特別高圧）のお客さまは対象外となります。

2. 内容

(1) 平成 21 年 1 月分から 3 月分の燃料費調整額について 50% 圧縮いたします。

(2) 上記調整額圧縮分については、平準化の観点から、平成 21 年 4 月分から平成 22 年 3 月分の 1 年間の燃料費調整で調整いたします。

・平成 21 年 1 月分～平成 21 年 3 月分までの燃料費調整単価

(単位：円/kWh)

	通常どおり算定される 燃料費調整単価 (A)	今回の措置に よる圧縮単価 (B)	実際に適用する 燃料費調整単価 (C) = (A) + (B)
電灯・低圧供給の場合	3.79	▲ 1.90	1.89
高圧供給の場合	3.67	▲ 1.84	1.83

・平成 21 年 4 月分～平成 22 年 3 月分までの燃料費調整単価

(単位：円/kWh)

	通常どおり算定される 燃料費調整単価 (A')	今回の措置に よる調整単価 (B')	実際に適用する 燃料費調整単価 (C') = (A') + (B')
電灯・低圧供給の場合	*,**	0.40	*,**
高圧供給の場合	*,**	0.36	*,**

※ (A') の「*,**」は各四半期ごとに通常どおりに算定される場合の燃料費調整単価

○燃料価格および燃料費調整単価の推移

	平成20年 1~3月 (イ) 料金改定時	平成20年 4~6月	平成20年 7~9月 (ロ)	差 (ハ) = (ロ) - (イ)	上昇率 (ハ)' = (ロ) / (イ)
原油価格(A)	(93.0\$/bl) 62,735円/kl	(109.8\$/bl) 71,306円/kl	(129.4\$/bl) 87,776円/kl	(36.4\$/bl) 25,041円/kl	1.40
石炭価格(B)	8,873円/kl	12,101円/kl	14,929円/kl	6,056円/kl	1.68
為替レート	107円/\$	103円/\$	108円/\$	1円/\$	—
平均燃料価格	25,100円/kl	30,800円/kl	(38,000円/kl) 37,700円/kl	(12,900円/kl) 12,600円/kl	(1.51) 1.50

原油・石炭価格は通関統計実績に基づく。

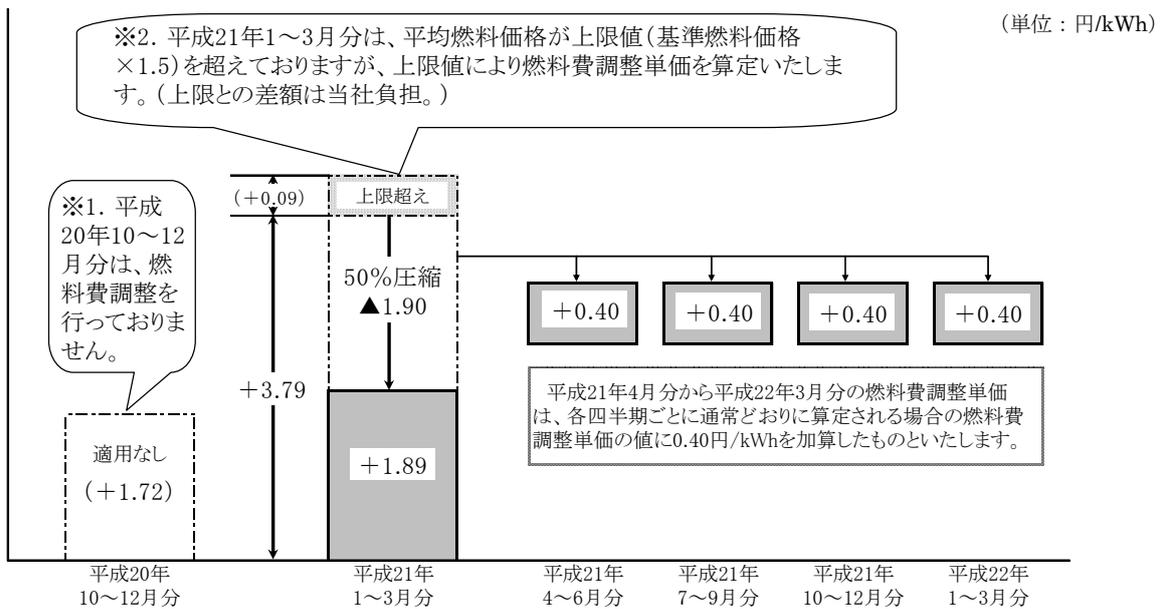
平均燃料価格の()内は、上限値を考慮しない場合の値。

(単位:円/kWh)

	平成20年 9月分 (料金改定時)	平成20年 10~12月分	平成21年 1~3月分	平成21年4月分 ~平成22年3月分
通常どおり算定される場合の 燃料費調整単価	0.00	1.72	※2 (3.88)	各四半期における 燃料費調整単価
実際に適用する 燃料費調整単価	0.00	※1	1.89	上記+0.40

()内の数値は上限値を考慮しない場合の単価

イメージ図【低圧の場合】



○標準的モデルでの影響【ご契約：従量電灯 ご使用量 300kWh の場合】

・平成20年10月分~平成20年12月分

現行料金
7,675円
(うち燃料費調整額 0円)

・平成21年1月分~平成21年3月分

今回措置前料金
8,812円
(うち燃料費調整額 1,137円)

・平成21年4月分~平成22年3月分

今回措置前料金
(7,675 ± α + 120)円
(うち燃料費調整額 ± α + 120円)

α: 各四半期において通常どおり算定される場合の燃料費調整額



▲570円/月

今回措置による
減算影響額

今回措置後料金
8,242円
(うち燃料費調整額 567円)

+120円/月

今回措置による
加算影響額

燃料費調整制度について

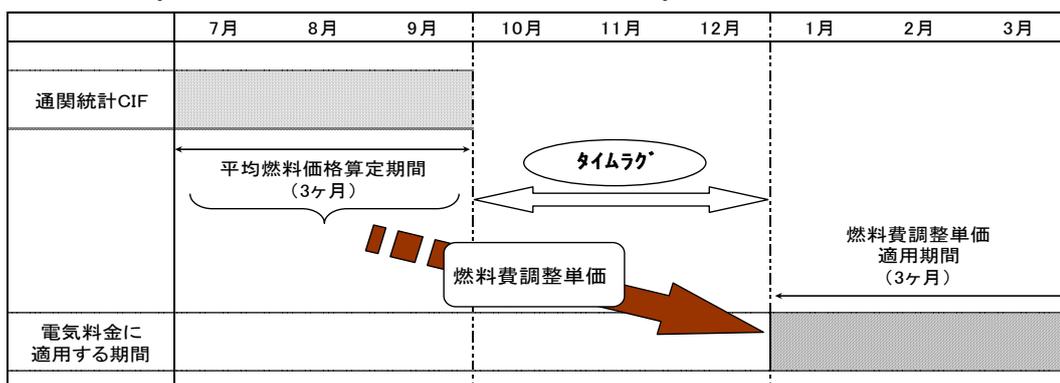
燃料費調整制度は、内部要因である電力会社の経営効率化の成果を明確にすること、外部要因である為替レートや原油・石炭価格等経済情勢の変化を迅速に料金に反映させることを目的に、平成8年1月に導入された制度です。

具体的には、財務省が発表する石油、石炭等の通関統計価格の3ヶ月平均値を元に経済産業省令に基づき平均燃料価格を算出し、電力会社の料金改定時の基準燃料価格と比較して、自動的に電気料金を調整するものです。

- ・算定期間（平均燃料価格）と適用期間（燃料費調整単価）のタイムラグについて

各四半期において算定される平均燃料価格に基づく燃料費調整は、2四半期後の燃料費調整単価として反映いたします。

《例》第2Q（7～9月）の平均燃料価格 ⇒ 第4Q（1～3月分）の燃料費調整単価



- ・上限値について

基準燃料価格の1.5倍を上限値として定めており、平均燃料価格が上限値を超える場合には、上限値によって算定した燃料費調整単価を適用いたします。

基準燃料価格：25,100 円/kl 上限値：37,700 円/kl (25,100 円/kl×1.5)

- 平均燃料価格および通関統計 CIF（原油・石炭）の推移

	平成20年 1～3月 (イ) 料金改定時	平成20年 4～6月	平成20年 7～9月 (ロ)	差 (ハ) = (ロ) - (イ)	上昇率 (ハ)' = (ロ) / (イ)
原油価格(A)	(93.0\$/bl) 62,735円/kl	(109.8\$/bl) 71,306円/kl	(129.4\$/bl) 87,776円/kl	(36.4\$/bl) 25,041円/kl	1.40
石炭価格(B)	8,873円/kl	12,101円/kl	14,929円/kl	6,056円/kl	1.68
為替レート	107円/\$	103円/\$	108円/\$	1円/\$	—
平均燃料価格	25,100円/kl	30,800円/kl	(38,000円/kl) 37,700円/kl	(12,900円/kl) 12,600円/kl	(1.51)

原油・石炭価格は通関統計実績に基づく。

平均燃料価格の()内は、上限値を考慮しない場合の値。

平均燃料価格
= A × α + B × β
A: 各四半期における1キロワットル
当たりの平均原油価格
B: 各四半期における1トン
当たりの平均石炭価格
α : 0.2410
β : 1.1282

平成20年7～9月の平均燃料価格は、38,000 円/kl となり上限値を超えておりますので、燃料費調整単価は上限値（37,700 円/kl）をもとに算定いたします。[超過分は当社負担]